

パブリックコメント版ガイドライン(案)への委員意見と対応について

【意見1】

ガイドラインで定められている計画策定プロセスの手順の概要やその手順を実施することによる効果を前段で記述すべき。

【対応】

ご指摘を踏まえ、第1_基本的な考え方(1)本ガイドラインの目的に

「標準的な計画策定プロセスとして、複数案や評価項目の設定、複数案の比較評価、計画案の選定等の手順を、対象事業の特性に応じた住民参画や委員会等の関与の下、計画を策定することとしており、これらの計画策定プロセスを実施することにより、社会面、経済面、環境面等の様々な観点から総合的に検討された合理的な計画を導き出すことが可能となる。」

の記述を追加しました。

【意見2】

スコーピングの概念が計画検討の発議の部分にかかっているが、計画検討の発議とスコーピングが必ずしも一致するものではないため、その重要性を強調するための表現を検討されたい。

【対応】

ご指摘を踏まえ、第2_計画検討手順(1)計画検討発議を

「(略)計画検討に必要な事項を明確にしるとともに、~~検討する内容や対象とする地域等の範囲を定めた上で~~、計画検討に着手することを公表する。」

と、修正するとともに、(2)事業の必要性と課題の共有を

「(略)また、把握した住民・関係者等の意見の概要を、~~具体的な検討内容や検討対象地域の設定、複数案や評価項目の設定、評価手法の選定の際の複数案や評価項目を設定する等の、以後の計画検討の~~参考とするものとする。」

と修正しました。